

# 報告事項資料

- 1 令和5年度の入札・契約制度の改正
- 2 工事指名停止措置状況一覧表

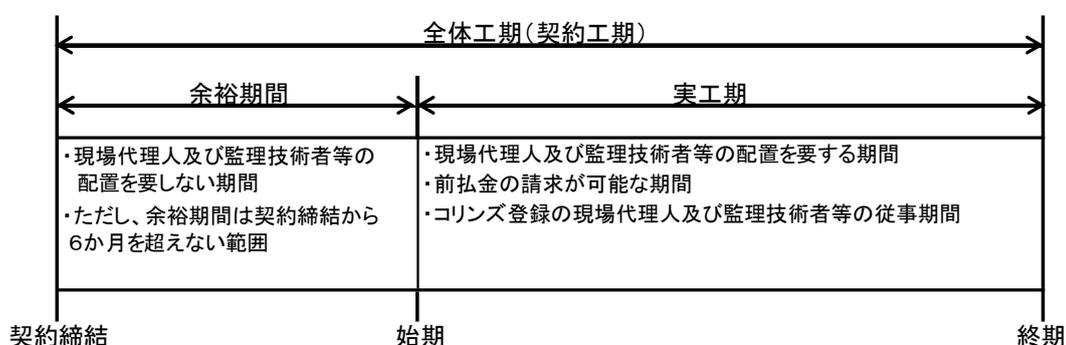
## 令和5年度の入札・契約制度の改正

### 1 建設工事の工期における余裕期間制度の余裕期間の延長について(令和5年4月1日から)

余裕期間とは、全体工期のうち6か月を超えない範囲で、建設資材や労働者の確保のための余裕期間を設定し、それに伴い、あらかじめ実工期の始期を設定するものである。

本市では、令和元年度から同制度を導入しており、令和4年度までは、「全体工期のうち3か月を超えない範囲」としていたが、令和5年度から、建設工事の円滑な発注及び施工体制の確保を図り、受注者がより柔軟な対応をできるようにするため、「全体工期のうち6か月を超えない範囲」に延長した。

#### 【参考図】



- 【用語の定義】 余裕期間 …契約期間内であるが、余裕期間中は現場代理人及び監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間
- 実工期 …実際に工事を施工する期間
- 全体工期 …余裕期間と実工期をあわせた期間

### 2 J V発注工事の対象拡大について(令和5年度から)

近年、大規模な造園工事の発注が複数生じたこと等を踏まえ、設計金額2億円以上の造園工事について、新たにJ V発注工事の対象に加えた。

#### 【J V発注工事の対象】

工事の種類	設計金額
建築工事	5億円以上
土木工事、舗装工事、電気工事、管工事、解体工事、造園工事	2億円以上

※その他、工事の内容や技術的特性等から、J Vによる施工が特に必要と認められる工事も対象とすることができるものとしている。

## 工事指名停止措置状況一覧表

(期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	措置要件	地区区分			合計
		市内	準市内	市外	
1	虚偽記載	0	0	0	0
2	過失による粗雑工事	0	0	0	0
3	契約違反	0	0	0	0
4	公衆損害事故	2	0	0	2
5	工事関係者事故	1	1	1	3
6	工事成績不良	0	0	0	0
7	経営不振	0	0	0	0
8	贈賄	0	0	1	1
9	独占禁止法違反行為	0	1	0	1
10	談合及び競売入札妨害	0	2	0	2
11	建設業法違反行為	0	1	3	4
12	不正又は不誠実な行為	1	3	1	5
	合計	4	8	6	18

※地区区分

- ・市内については、千葉市内に本店を有する者
- ・準市内については、千葉市内に支店・営業所を有する者
- ・市外については、千葉市内に本店・支店・営業所を有しない者